

廃 第 1 1 0 号

令和 2 年 4 月 2 3 日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に対応した産業廃棄物の処理能力を
確保するための対応について (通知)

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、国民生活や経済活動を支える廃棄物処理体制の維持に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

今般、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から令和 2 年 4 月 1 7 日付けで別添のとおり通知がありました。

各産業廃棄物処理業者におかれましては、従業員の感染及びこれに伴うその他の従業員の外出自粛等により、処理能力が低下することが考えられ、その際、委託された産業廃棄物の処理のすべてを自ら全うすることが困難となった場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行令第 6 条の 1 2 に基づき、別の産業廃棄物処理業者への再委託等を適切に行う必要があります。

つきましては、再委託等が必要と想定される場合には、下記の事項に御留意の上、円滑な産業廃棄物の処理を行うための検討をあらかじめ行うとともに、排出事業者に対しても検討を行うよう積極的に働きかけていただきますよう、貴下会員へ御周知ください。

記

1 廃棄物の処理の再委託や、他の産業廃棄物処理業者に委託をし直すこと
について

(1) 再委託に当たっては、法施行令第 6 条の 12 第 1 号の規定に基づき、排出事業者に対しては、書面で承諾を得る必要があるため以下の事項をあらかじめ確認し、排出事業者と認識を共有しておくこと。

- ・可能性のある具体的な再委託先

- ・ 排出事業者の承諾の際に法で必要とされる事項（承諾書面に記載する再受託者の氏名、名称（法人の場合、代表者の氏名を含む）、住所及び許可番号のほか、再受託者の事業の範囲などの許可内容）
 - ・ 法定項目以外で排出事業者が確認のために必要とする事項（信用情報や処理実績等）
 - ・ 再委託に当たっての適正な処理費用
- (2) 受託した処理を全うすることが困難となり、再委託ができない場合や、再委託が可能であっても排出事業者において他の処理業者と契約を結び直すことが適当と考えられる場合は、その旨を排出事業者に通知すべきであること。

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電 話：043-223-2757

F A X：043-221-5789